

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800001	文部科学省	通信制中学校の入学要件の緩和	中学校通信教育 規定	中学校の通信教育を受けること のできる者は、昭和二十一年三 月三十一日以前の尋常小学校 卒業生及び国民学校初等科修 了者に限る。	c		通信制中学校に関する規定 は、戦後、義務教育が9年間に 延長されたことに伴い、戦前の 義務教育修了者の中で、新学制 における中学校を修了したいと いう意向を持つ方を対象に、そ の学習を容易にするために規定 されているものです。 学齢児童生徒を対象に教育を 行う場合は、児童生徒が心身の 発達段階に応じた対面指導を通 じた教育を受け、教育課程を修 了するとともに、豊かな社会性 や人間性を身につけることが重 要です。 従って、義務教育段階におい て、通信制を前提とした学校教 育を実施することはできません。		現行制度においては、通信制 中学校は戦前の教育制度を前 提としたものであることは理解い たしますが、現在の不登校問題 を解決し、不登校の子供たちに 学習の機会を提供する観点から 、高校では既に認められている 通信制を中学においても認め ることはできないか、ご検討をお 願いします。	c		初等中等教育段階、とりわけ 義務教育段階においては、児童 生徒と教師、あるいは児童生徒 同士の人間的なかわりを深め、 児童生徒の社会性や豊かな人 間性をはくむことが極めて重 要です。このため、通信の方 法により児童生徒が学校に行か ずに家庭において恒常的に学 校教育を受けるような形態を取 り入れることは困難と考えてお ります。
z0800002	文部科学省	教育委員会の委員の数の緩和	地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律第3 条	教育委員会は原則として5人の 委員で組織する。 ただし、条例で定めるところによ り、都道府県・指定都市は6人、 町村は3人とすることができる。	c		教育委員会は、原則5人の教 育委員から構成する合議制の 機関とすることで、教育行政へ の多様な民意の反映が期待さ れています。町村においても、原 則5人で構成され、十分に民意 が反映されることが望ましいと考 えます。 なお、教育委員の数を含め、 地域の実情に応じた教育委員 会組織の在り方について、現 在、中央教育審議会において検 討中です。		中央教育審議会において、教 育委員の数を含めた検討が行 われているとのことですが、検討 のスケジュールについてお示し 願います。	c		中央教育審議会においては、 教育制度分科会の下に置かれ た地方教育行政部会で教育委 員会制度の在り方について検討 されていましたが、同部会は、本 年1月13日に部会としてのまと めを行い、その中では、「現在の 教育委員会制度は、委員数につ いて一定範囲で増減が可能に なっているものの、その他は、自 治体の種類や規模等にかかわ らず一律のものとなっている」、 「自治体がそれぞれの実情に応 じて教育委員会の組織や運営 について決定できるようにするこ とを検討する必要がある」と述べ られています。 中央教育審議会では、今後、 義務教育の在り方との関係も踏 まえて、本年秋頃までを目途に さらに検討が行われる予定で す。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800001	文部科学省	通信制中学校の入学要件の緩和	5021	50210001	11	学校法人八洲学園	1	通信制中学校の入学要件の緩和	<p>・学校教育法、第五十五条 中学校は、当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。及び、中学校通信教育規程、第二条 「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃</p> <p>・独立した通信制中学校の設置を通信制高校の設置基準に準じて認可する</p>	主に不登校生徒を受け入れ、通信教育の方法で中学校教育を実施することで、不登校生徒への教育機会を保障する。	<p>・高等学校には通信制課程が認められており、本学園はこれまで、不登校生徒の受け入れのための通信制高校を2校運営し、大きな成果をあげてきた。しかし、中学生及びその保護者から高校と同様の通信制の中学の要望が多数寄せられているが、法令より受け入れができない。</p> <p>・不登校の生徒のために 特区で「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」が認められているが、これは緊急避難的には有効な方法ではあるが、長期化した際に、在籍する中学校が主体性を持って教育することができず、生徒に十分な教育を提供していることにならない。しかし、通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、すでに高校で十分に検証された教育方法で、通学が困難な生徒に対しても学習指導要領に則した教育を提供することができる。</p> <p>・通信教育による方法であれば、広域の不登校生徒を1箇所指導できるため、教材開発、指導などを不登校について専門の教員が担当でき、専門的・高度な指導が効率的に行え、生徒にとって良い教育環境が確保できる。</p> <p>・中学生にとって教師・他の生徒との直接対話は必要なため、通信制高校同様に面接指導は実施するが、通学ができない生徒においては、インターネットにより授業を生中継する方法も活用する。</p> <p>・独立した通信制中学の校舎は通信制高校同様に必要最低限(通信制高校では1200平米)とし、通信制高校が行っているのと同様に各地に協力校を設けてそこで面接指導などを実施する。</p> <p>・なお、このような通信制中学校は全国都道府県(又は政令市など)に最低1校ずつ公立で設置しつつ相互のネットワークを構築するのが望ましいと思われる。</p> <p>・文部科学省でも義務教育全体について見直すとのことであるが、その中でも現状の不登校児童の増大の一刻も早い解決は極めて重要であり義務教育の根幹にかかわると考えられるため、是非、その検討において、通信制の中学校の開設</p>	
z0800002	文部科学省	教育委員会の委員の数の緩和	5030	50300001	11	地方自治改革の会	1	教育委員会の委員の数の緩和	<p>教育委員会の委員の人数は市では5人と法で定められているが、上限或いは下限もしくは一定の範囲を示し市町村の判断に任せられるようにされたい。またその場合には、行政コスト低減を図るために監査委員等に見られるように最低人数を3人程度にされたい。</p>		<p>行政改革により公務員の定数管理などを行うにあたり、一般の行政職員のみならず、非常勤の委員についても自治体独自の効率化を図っていくことが必要だと考える。監査委員などは2人または3人とされていることから他の委員の人数も削減可能と考える。また、規模がさして変わらない町村などにおいては人数が少なく設定されていることが市においても人数削減が可能な理由の一つと考える。さらにこれら委員は地域によっては名誉職的なものもあると聞くので尚更削減を可能とされたい。</p>	連絡はメールでお願いします。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800003	文部科学省	スクール・カウンセラーの選考資格の規制緩和	教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置として、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することができる。	d		現在、公立中学校への配置を進める上で、スクールカウンセラーの有資格者数が少ないなど、地域の実情により準ずる者の配置が30%以上の割合とならざるを得ない場合がありますが、それらの場合には、スクールカウンセラーの有資格者の採用状況や地域的な偏在等を総合的に勘案し、運用上で認めているところです。		文部科学省としては、スクールカウンセラーの業務を臨床心理士に独占させる意図はなく、実際に、臨床心理士に準ずる者をスクールカウンセラーとして採用することを認めている、とのご回答でしたが、要望者からの再意見により、一部の地域では、文部科学省の基準を理由とした業務の独占が行われているようです。文部科学省として、スクールカウンセラーの業務を臨床心理士に独占させる趣旨ではない旨を、より明らかにするなど、措置をとることはできないでしょうか。ご検討をお願いします。	d		「教員研修事業費等補助金」(スクールカウンセラー活用事業補助)取扱要領においては、スクールカウンセラーに準ずる者の活用については、スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でこれらを活用するもの、と規定しており、地域(各自治体)の実情(スクールカウンセラーの配置状況や有資格者の採用状況等)に応じて弾力的に運用しております。 なお、平成15年度実績では、60自治体中11自治体において準ずる者の割合が30%を超えています。
z0800004	文部科学省	スクール・カウンセラーの選考の規制緩和をする	教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置として、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することができる。	d		現在、公立中学校への配置を進める上で、スクールカウンセラーの有資格者数が少ないなど、地域の実情により準ずる者の配置が30%以上の割合とならざるを得ない場合がありますが、それらの場合には、スクールカウンセラーの有資格者の採用状況や地域的な偏在等を総合的に勘案し、運用上で認めているところです。		文部科学省としては、スクールカウンセラーの業務を臨床心理士に独占させる意図はなく、実際に、臨床心理士に準ずる者をスクールカウンセラーとして採用することを認めている、とのご回答でしたが、要望者からの再意見により、一部の地域では、文部科学省の基準を理由とした業務の独占が行われているようです。文部科学省として、スクールカウンセラーの業務を臨床心理士に独占させる趣旨ではない旨を、より明らかにするなど、措置をとることはできないでしょうか。ご検討をお願いします。	d		「教員研修事業費等補助金」(スクールカウンセラー活用事業補助)取扱要領においては、スクールカウンセラーに準ずる者の活用については、スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でこれらを活用するもの、と規定しており、地域(各自治体)の実情(スクールカウンセラーの配置状況や有資格者の採用状況等)に応じて弾力的に運用しております。 なお、平成15年度実績では、60自治体中11自治体において準ずる者の割合が30%を超えています。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800003	文部科学省	スクール・カウンセラーの選考資格の規制緩和	5039	50390001	11	湯島心理相談所	1	スクール・カウンセラーの選考資格の規制緩和	文科省初等中等教育局長の通達のスクール・カウンセラー（SCと略す）の選考の基準（資料1）の中、第4条の「ただし書き」の全文（3行）を削除する。	日本各地の教育委員会は、この削除により、学校のニーズ・学区の教育予算にあった、SCとSCに準ずる者を自由に採用することができる。これにより以下の効果が生まれる。教育委員会の人事は臨床心理士に限定せず、広く人材を採用し、活用することができる。準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える。臨床心理学以外の心理学（教育、発達相談、等）を学ぶ多数の大学生に、準ずる者になれる就職の道を開く。退職教員、現場の教師の中に、準ずる者を希望する有能なカウンセラーが多くいる。	SCに対する学校の要望は、不登校・いじめ、学習不適、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、準ずるの方が適していることがはっきりしてきた。臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが小集団、学級集団への対応は訓練されていない。文科省がSCを臨床心理士に独占させているので、教育現場・心理学界・心理系の学部・大学院は文科省に対する不満と差別感が大きい。SCを配置するに当たり、文科省は教育に新しい風を入れると宣伝したが無駄であった。	*資料1(初等中等教育局長平成13年4月2日通達)
z0800004	文部科学省	スクール・カウンセラーの選考の規制緩和をする	5041	50410001	11	NPO日本教育カウンセラー協会	1	スクール・カウンセラーの選考の規制緩和をする	スクール・カウンセラーの選考の基準（資料1）の中、第4条のただし書き全文を削除する。または、第3条と第4条を書き換えて、スクール・カウンセラーに準ずる者（以下、準ずる者とする）の採用を自由にする。これにより、臨床心理士がスクール・カウンセラーを事実上独占する規制を撤廃する。	各地の教育委員会は、地域の特性・ニーズ・予算に合わせて、臨床心理士と準ずる者とを自由に採用できる。臨床心理士より準ずる者は時給が約半分であるから教育予算をより有効に使用できる。教育委員会の人事は臨床心理士に限定せず、広く人材を求め、活用することができる。準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える。臨床心理学以外の心理学（教育、学習、発達、等）を学ぶ多数の大学生にスクール・カウンセラーになれる希望と就職の道を開く。	スクール・カウンセラー制度が発足して7年になる。その間に臨床心理士以外に多くのカウンセラーが養成されてきた。資料2（p.8）の調査結果から見ても、現職の教師が満足している者は、臨床心理士以外のカウンセラーである。財務省の総括調査票の結果（資料3）も調査2の結果と同じく、準ずる者が臨床心理士より有効であることを示している。準ずる者の例として、教育カウンセラーは、学級集団と子どもの小集団を扱う実施訓練をしている。だから、問題行動を治す臨床心理士より問題を予防し、健全な発達に適している。	*資料1（初等中等教育局・局長通達） *資料2（スクール・カウンセラーに期待する活動内容と実態） *資料3（財務省、総括調査票）

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800005	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用	現行制度において規制の根拠となる法令はないが、非常勤職員の採用については、人事院規則8-14(非常勤職員等の任用に関する特例)第1条が根拠法令となる。	現行制度において非常勤職員募集を規制する法令、制度はなく、各府省庁の判断に委ねられている。 なお、非常勤職員の採用については、人事院規則8-14第1条のとおり競争試験又は選考のいずれにもよらないで実施することが可能となっている。	d		非常勤の国家公務員の採用については、現行制度においても民間の求人情報メディアを活用することが可能となっています。					
z0800006	文部科学省	国による義務教育保障機能を果たすための第三者評価制度の構築		制度としての第三者評価制度は設けられていない。 なお、関連する制度として、小学校設置基準等において学校は、自己点検・評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされている。(また、独自の評価の実施は禁止はされておらず、外部評価を導入している学校もある。) また、国は都道府県、市町村の教育事務の適正な処理を図るため、指導、助言、援助等を行う。	c		学校が、保護者や地域住民に信頼されるためには、学校の情報を積極的に公開して説明責任を果たすとともに、適切な評価システムを構築して、教育の質を保証し、不断の検証を図ることが重要です。学校評価の在り方を含めた義務教育制度の在り方については、今後も検討していく予定です。 なお、平成15年度間における公立学校の外部評価の実施状況は6割を超えています。		要望者からの再意見において、要望者は、文部科学省の施策を評価しておりますが、文部科学省が進めている情報公開や評価システムの構築に関する施策について、具体的に情報提供願えればと存じます。また、中央教育審議会等でも検討が進められているのではないかと考えますが、検討のスケジュール等について情報提供をお願いします。	c		中央教育審議会においては、教育制度分科会の下に置かれた地方教育行政部会で学校評価の在り方について検討されていましたが、同部会は、本年1月13日に部会としてのまとめを行い、その中では、「今後、学校評価の質を向上させるための支援を充実していくとともに、自己評価の実施とその公表を義務化することを検討する必要がある」、「外部評価は、……今後、学校評価をより充実する観点から、その在り方について検討していくことが必要である」と述べられています。 中央教育審議会では、今後、義務教育の在り方との関係も踏まえて、本年秋頃までを目途にさらに検討が行われる予定です。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800005	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z0800006	文部科学省	国による義務教育保障機能を果たすための第三者評価制度の構築	5054	50540001	11	株式会社 パデコ	1	国による義務教育保障機能を果たすための第三者評価制度の構築	1. 河村プランでは、義務教育の到達目標の明確化と制度の弾力化、地方が自ら考え創意工夫できるよう地方・学校の権限強化、義務教育の根幹（機会均等・水準確保・無償制）については国が責任を持って担保、とし、義務教育の運営体制を行政指導から成果の保障（事前規制から事後チェック）に移行しようとしている。 2. しかしながら、実際において義務教育を保障する機能が成立しておらず、結果責任を求められない権限委譲となっている。 3. そのため、本提案では、イギリス、アメリカ、ニュージーランドの教育改革について失敗した点をも含め参考にし、日本の社会・経済背景に合わせた、国による義務教育保障機能を果たす制度を提案する。 4. 第三者評価システムを導入する。 5. ついては、河村プランの義務教育全体の検討の中で、是非、右に提案する事項も取り扱うことを要望するものである。	具体的には以下の事業を提案する。 1) 国に中立な評価機能を確立する為の基礎として、全国統一の評価基準、方法を確立し、同機能を担当する部署を明確にする。 2) 第三者の評価機関が各種専門家から構成される評価チームを形成し、国の定めた評価基準に則り学校を評価し、これを国に報告する。 3) 国は評価結果を原則公開する。また地方自治体に情報提供する。 4) 地方自治体は提供された情報に基づき、学校への支援内容を検討し、実施を促進する。この支援業務に民間の参入も可能とするが、評価を行った機関は評価を行った学校への支援業務には参加できないこととする。 5) 学校は、学校改善策を原則公開し、改善策の施行状況についても公開する。また評価の結果、改善支援対象となっている学校に関しては、通常の次期評価機会を待たずに再評価を受けることを可能とする。 6) 改善策施行にも関わらず、再評価の結果が芳しくない学校の多い地方自治体があれば、当該地方自治体の学校支援方法改善の為に、国が地方自治体に対して指導を行う。 7) 国の定める評価機能・基準は、恒常的改善の為に、外部有識者を含めた委員会によって定期的に見直しが行われる。 評価チーム編成について 教師経験が豊富で学級評価を行える人材、校長経験をもち学校経営に詳しい人材、教育行政に詳しい人材、地域代表・保護者代表を加えて構成する。（詳細は添付資料を参照） この事業のめたらず効果 8) 評価基準・方法論、手続きを全国で統一することにより、ナショナルスタンダードの達成を保障できる。 9) 国として評価を行い公表することで、教育の質の透明性を確保できる。 10) 上記8)から、これから必要となるであろう多様な義務教育形態それぞれに対しても、国としての望ましい基準を満たすことが確認できる	1) 現在教育制度の弾力化、地方・学校への権限委譲の議論が行われ教育の多様な取り組みが進んでいるものの、他方で、国が義務教育のナショナルスタンダードを保障する統一の評価制度、体制が構築されていない 2) このような評価制度、体制がないまま一方的に弾力化、権限委譲が行われると、公共的なサービスとして一定の枠組みがありながらその水準がバラバラ（最低の水準すら確保されない）となり、公の性質を有すべき学校制度の社会に対する信頼性を損ねるばかりか、教育の機会均等が損なわれるなど義務教育の根幹を揺るがしかねない。 3) また、評価制度のないまま改革を進め、各学校や各地方自治体独自に行われる情報公開のみによって市場の判断に委ねるなどすると、恣意的な情報や一般には理解が難しい専門的事項の情報が中心になることで、十分な学校選択が行われないなどの弊害があり、ひいては教育改革に対する国民の理解が損なわれる可能性がある 4) 中立的な第三者評価を実施することで、これらの問題はクリアでき、公教育として、広く国民に信頼され、かつ学校が効率的な学校運営を行う環境を作ることができる 5) 事前規制の弾力化に伴う事後チェックとしての評価の導入は、すでに高等教育において導入されており、義務教育段階でも自己点検評価という形で進められており、本提案は、このような流れをいっそう促進するものである。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除【新規】	<p>文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)</p> <p>別記第二号 製造請負契約基準</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>物品、役務関係については、平成14年5月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。</p>	b		<p>ご要望事項に関して、物品、役務関係については、平成16年度中の実施を目途に検討を進めているところです。</p>	<p>国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。</p>	<p>平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。</p>	b		<p>平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることとしています。</p>
z0800007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	<p>文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)</p> <p>別記第二号 製造請負契約基準</p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>物品、役務関係については、平成14年5月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。</p>	b		<p>ご要望事項に関して、物品、役務関係については、平成16年度中の実施を目途に検討を進めているところです。</p>		<p>平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。</p>	b		<p>平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることとしています。</p>

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に 係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。
z0800007	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800008	文部科学省、 経済産業省、 国土交通省	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時の原子力災害対策特別措置法による通報義務の適用除外	原子力災害対策特別措置法施行規則第9条及び第21条	A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物については、放射線量の観点から、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には、原子力緊急事態となり得るため、放射性物質の漏えいについても通報基準を定めている。	c		原子力災害対策特別措置法に定める原子力緊急事態のうち、事業所外運搬に係る事象は、放射性物質の漏えいに関するもののほか、放射線量に関するものがあります。 「放射性物質の漏えい」の観点からは、原子力災害対策特別措置法施行規則第21条第2号において、A2値の放射性物質が容器から漏えい又は漏えいする蓋然性が高い状態にあることを原子力緊急事態に該当する事象としています。これに関し、A型輸送物については、収納している放射性物質の量がA2値以下であることから原子力緊急事態にはなり得ず、また、IP-2型、IP-3型輸送物については、A2値以上収納されていても漏えいした放射性物質から一定以上の被ばくを受けないような収納物であることから、施行規則第21条第2号において原子力緊急事態の対象から除外されているところです。 一方、「放射線量」の観点からは、原子力災害対策特別措置法施行令第6条第3項第3号において、輸送容器の型によらず、容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が測定された場合を原子力緊急事態に該当する事象としています。 つまり、A型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物のいずれについても、事故等の状況によっては原子力緊急事態になり得ると想定されており、この観点から、これらの輸送物に関し「放射性物質の漏えい」に関する通報基準を定めることは原子力災害対策特別措置法の目的を超えるものではありません。					
z0800009	文部科学省、 経済産業省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義変更	原子力災害対策特別措置法第7条及び第10条	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならないこととされている。	d		本件については、平成16年7月28日付けの文部科学省及び経済産業省からの通知文書により、所在市町村から水域を隔てて位置している市町村であって、行政区画上所在市町村と陸続きで隣接していないものの取扱いについて、EPZに従って、都道府県地域防災計画において定められている範囲に市町村の陸域の一部又は全部が位置している場合には、当該市町村を隣接市町村として取り扱うこととしました。 このことにより、当該隣接市町村を包括する都道府県知事においては、原災法における関係隣接都道府県知事として取り扱うこととなっています。		要望者から、下記の通り再意見が提出されており、この意見を踏まえた回答をいただきたい。  (要望者再意見) 市町村の陸域の一部または全部がEPZの範囲内に位置している場合には、陸続きで隣接していなくとも「隣接市町村」として取り扱うことについて、通知によって明確化されており異論はない。 一方で、広域合併に伴い原子力事業所から遠く離れていても(防災指針で定められているEPZの範囲外であっても)、原子力事業所を有する自治体と新たに隣接する市町村を包括する都道府県が発生する可能性がある。 合併に伴って新たに隣接した市町村を有する都道府県を、関係隣接都道府県として扱うべきかどうかについては、依然として解釈が明確化されていない。 そこで、そのような都道府県が新たに不必要な防災対策を講じなくてもよいように、防災指針で定められているEPZの概念を考慮した、関係隣接都道府県の要件を政令により定めるべきである。	d	原子力災害対策特別措置法における「関係隣接都道府県」については、原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報を行う際に、立地市町村だけではなく、必要最小限隣接する市町村に対しても当該災害に係る適切な情報伝達が行われる必要があること等から、立地市町村に隣接する市町村を含む都道府県を通報対象となる隣接都道府県として取り扱っているものです。 市町村合併に伴って新たに隣接することとなった市町村を有することになる都道府県についても、このような必要性においては変わるところがなく、仮にEPZの範囲外であったとしても、これを関係隣接都道府県として扱うことが必要です。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
z0800008	文部科学省、 経済産業省、 国土交通省	使用済み燃料輸送容器等の事業所外 運搬時の原子力災害対策特別措置法 による通報義務の適用除外	5056	50560222	11	(社)日本経済団体連合会	222	使用済み燃料輸送容器等の事業所外運搬時 の原子力災害対策特別措置法による通報義務 の適用除外	原子力緊急事態に該当する漏えいが理論 的に発生しないA型輸送物と原子力災害対 策特別措置法施行規則第21条第2号で原子 力緊急事態から除外されている低比放射性 物質（IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物）の 運搬についても、L型とIP-1型輸送物と同 様に、原子力災害対策特別措置法第10条の 通報対象から除外すべきである。		原子力災害対策特別措置法は、原子力災 害から国民の生命、身体及び財産を保護す ることを目的としており、事態が進展して も原子力災害が発生しない事象にまで通報 を求めるのは法の目的を超えるものであ る。 「『全国規模での規制改革要望』に対す る各省庁からの再回答について」（平成16 年1月29日内閣府）において、「A型輸送 物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物につい ては、漏えいが100%ありえないとは言い切 れないので除外することは困難」であるこ う回答があったが、要望理由は、原子力 災害対策特別措置法第10条の通報基準（漏 えいのおそれがある）に該当する可能性を 否定しているのではない。原子力災害対策 特別措置法第15条の原子力緊急事態（一 定以上の漏えいのおそれがある）に該当す る可能性がない輸送物に対してまで、通報 義務を課すことは、法の目的の範囲を超 える規制であると考えられるから、上記 の要望を行っている。 なお、A型輸送物にはA2値（原子力緊 急事態となる漏えい量）を超える放射性物 質は含まれていないため、万が一漏えい があったとしても原子力災害が発生する可 能性はない。また、IP型からの漏えいにつ いても、もし漏えいが発生したとしても、 法令上、原子力緊急事態に該当しない。	原子力緊急事態（原子力災害対策特別 措置法の第15条で定義）に至る恐れのない、 低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料 が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸 送する場合にも、原子力災害対策特別措 置法第10条に基づく関係機関への通報が義務 付けられている。特に、事業所外運搬の際 には、周辺に影響のない極微量の放射性物 質の漏えいであっても、通報をすること となっている。
z0800009	文部科学省、 経済産業省	原子力災害対策特別措置法の関係隣 接都道府県の定義変更	5056	50560223	11	(社)日本経済団体連合会	223	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道 府県の定義変更	原子力災害対策特別措置法の第7条第2項 の「関係隣接都道府県」に関する記載「当 該原子力事業所の区域をその区域を含む市 町村に隣接する市町村を包括する都道府県 の都道府県知事」を、防災指針で定められ ているEPZのような距離の概念を入れ、実 際に対策が必要な都道府県が含まれるよう に「当該原子力事業所の防災対策を重点的 に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包 括する都道府県の都道府県知事」のような 規制に変更すべきである。 なお、この場合、「関係隣接都道府県」 から「関係周辺都道府県」へと名称を変更 することが適切である。		原子力事業所の「当該原子力事業所の防 災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」 に含まれる市町村を有する都道府県でも、 その都道府県が所在市町村に隣接してい ない場合、原子力事業者からの原子力災害 対策特別措置法第10条に基づく通報を受け る権利がないので、住民の安全対策上問題が 多い。「『全国規模での規制改革要望』 に対する各省庁からの再回答について」（平 成16年1月29日内閣府）において、本要望 に対して、「防災業務計画等において対応 するのが望ましい」という回答があった が、関係隣接都道府県でない都道府県は、 原子力事業者防災業務計画の協議対象では ないため、都道府県が独自に地域防災計画 等で対策を定めても、それを原子力事業者 防災業務計画に効果的に反映できる体制と なっていない。また、現在、都道府県境を 有していない事業所所在市町村が、都道府 県境を有している周辺市町村と合併するこ とにより、隣接する都道府県が新たに関係 隣接都道府県となることは、合併の前後で 行政区分が違っただけで防災上の対応の必 要性の有無が変わる、という不合理な事態 になる。 この件について、昨年度の回答では「市町 村合併に伴う通報等の必要性の有無につ いては、防災業務計画等において、地域の特 性に応じ柔軟に対応することが望ましい」と の内容であったが、通報は法令に基づい た措置であり、防災業務計画等で通報しな いことを定めることは出来ず、柔軟な対応 は行えない。	原子力災害対策特別措置法上の関係隣接 都道府県は、原子力事業所からの距離に関 係なく定められる。 このため、原子力事業所から遠く離れて いても関係隣接都道府県になる可能性があ る一方、原子力事業所の近く（防災指針に おいて定められた「当該原子力事業所の防 災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 （EPZ）」の目安の距離内）でも、関係隣接 都道府県に入らないケースがある。 更に、合併等で市町村の境界が変更され た場合、原子力事業所の設備等に何ら変更 がなくとも、関係隣接都道府県が変更にな る可能性がある。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800010	文部科学省	東京都、埼玉県の公立高等学校の修学旅行費用上限額指導の撤廃		修学旅行者に係る費用の基準額等については、各地方自治体の裁量に委ねられているところです。	e		修学旅行者に係る費用の基準額等については、各地方自治体の裁量に委ねられているところです。		修学旅行の費用については各地方自治体の裁量にゆだねられているとのことですが、要望者から指摘されているような機械的な金額の基準を設定することは、修学旅行本来の目的を達成する観点から問題があるのではないかと考えます。特に、国内において特定の地域への修学旅行が事実上不可能になるような基準を設定することは、いかなものなのでしょうか。文部科学省として、修学旅行の目的を踏まえ、各地方自治体に対して指導を行うことはできないでしょうか。ご検討をお願いします。	e		修学旅行先の地域や修学旅行者に係る費用の基準額等については、各地方自治体の裁量に委ねられているところであり、地域の実状を踏まえて各地方自治体が決定することです。
z0800011	文部科学省	放射線障害防止法について	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。	d		放射線発生装置の賃貸については、許可の必要はありません。 ただし、電源を投入する等放射線発生装置を自ら使用する場 合や、その使用によって生じた放射化物(放射性同位元素として放射線障害防止法の規制対象となるものに限る。)を直接所持する場合は、放射線障害防止法第3条第1項に規定する使用の許可が必要となります。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800010	文部科学省	東京都、埼玉県公立高等学校の修学旅行費用上限額指導の撤廃	5065	50650001	11	財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー、 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	1	東京都、埼玉県公立高等学校の修学旅行費用上限額指導の撤廃	<p>沖縄県地域は、その独特の歴史文化、沖縄戦の経験、自然環境から、中学生・高校生等があらためて自らの社会の姿や、自然の素晴らしさを生き生きと認識・体験できる修学旅行の目的地として近年全国的に注目されており、平成15年には県外1,795校より33万5,859人の生徒が修学旅行目的で沖縄を訪れている。</p> <p>修学旅行の費用については、私立学校の場合は各校の判断に委ねられている模様であるが、東京都立高校については「学校徴収金」等に係わる取扱いについて(通知)(別紙参照)により1人当たり85,000円を所要上限経費とされ、これが平成15年3月に「修学旅行の生徒1人当たり経費の上限額の見直しについて(通知)」により76,000円に更に切り下げられている。なお、海外への修学旅行費用は10万円まで認められている模様。また、埼玉県では平成9年4月に「埼玉県立高等学校が行う修学旅行について(通知)」に基づき81,000円の基準額が通知されたものの、その後も体験学習、班別行動等はこれを超えて実施されていたようであるが、最近、全費用を基準額内に収めるよう指導がなされている模様である。</p> <p>修学旅行の目的から、簡素で低廉な計画により教育効果を高めるべき事は当然の要請であるが、費用上限額の設定により各学校の自主的な選択の余地が制限されること、全国で沖縄県地域だけが結果として排除される(距離のうえで同様な韓国等には10万円まで認められる)ことについては疑問なしとせず、規制緩和、観光立国推進及び沖縄振興の観点から費用上限額指導の撤廃又は緩和を要望したい。</p>	<p>沖縄における観光産業は、リーディング産業と位置付けられ、観光客の誘致は官民挙げて取り組んでいるところであり、また、沖縄県地域は、その独特の歴史文化、沖縄戦の経験、自然環境等から、中学生・高校生等の修学旅行にあつては貴重な体験のできる地域である。修学旅行費用上限額指導の撤廃又は緩和により、修学旅行生の誘致が積極的に図れる。</p>	<p>・沖縄の観光振興にあつては、特に米国同時多発テロ事件の影響を考慮して、扇国土交通大臣(当時)が主催する「沖縄観光振興会議」の開催、修学旅行関係者の沖縄招聘事業の実施、各都道府県知事あてに沖縄への修学旅行を求める3大臣(尾見沖縄及び北方対策担当大臣、扇国土交通大臣、遠山文部科学大臣(当時))連名の文書発出等の支援措置を講じてきた経緯もあり、修学旅行費用上限額の設定により各学校の自主的な選択の余地が制限されること、全国で沖縄県地域だけが結果として排除されることについては疑問なしとせず、規制緩和、観光立国推進及び沖縄振興の観点から費用上限額指導の撤廃又は緩和を要望したい。</p>	<p>「学校徴収金」等に係わる取扱いについて(通知)</p>
z0800011	文部科学省	放射線障害防止法について	5086	50860039	11	社団法人リース事業協会	39	放射線障害防止法について	<p>放射線発生装置をリースする場合、リース会社に使用の許可が求められているが、当該規制を撤廃すること。</p>	<p>高額な医療機器(放射線発生装置)等についてリースによる円滑な導入が可能となる。</p>	<p>平成15年10月10日「放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答において、一定レベル以上の放射線発生装置を賃貸する場合は、リース会社は使用の許可を取得することが求められているが、本来、放射線発生装置の販売及び賃貸に規制はないため、当該規制を撤廃すること。</p>	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800012	全省庁	クレジットカード決済による支払 業務	各省庁の会計に かかる規則や運 用	文部科学省の会計に係る規則 上、クレジットカード決済による 支払に対する規制は存在しな い。	e		文部科学省の会計に係る規則 上、クレジットカード決済による 支払に対する規制はありませ ん。		要望の趣旨は、職員の個人所 有のクレジットカードの利用促進 ではなく、貴省がカード会社と契 約し、クレジットカードを職員に 交付するまたはそのカードで物 品購入を行うといった民間企業 で使用されているいわゆる「コー ポレートカード」の使用を求めて いるものである。 この点を踏まえ、要望者より以 下の通り意見が提出されており 再検討願いたい。 「規則上問題がないのであれ ば、運用緩和により要望を満た すように対応して頂きたい。も し、運用上問題があるのであれ ばどのような条件が整えば可能 となるのか、示して頂きたい。」	e		ご要望に関しては、運用上の問 題もありません。
z0800013	文部科学省	国立大学・高等専門学校等の受 験料・授業料の支払(納付)代行 業務	規制の根拠と なる該当法令等 はありません。	各国立大学法人及び独立行 政法人国立高等専門学校機構 にて定める会計規程等により、 授業料等の収納業務を行ってい るところです。	d		国立大学及び国立高等専門 学校の法人化により、制度上の 規制は特段設けておらず、民間 事業者の参入は既に法人の判 断により可能となっています。 各国立大学法人及び各国立 高等専門学校においては、授業 料納入手続きの利便性の向上 や簡素化を図るため、代行納付 から口座振替方式への変更、窓 口収納の廃止などのほか、附属 病院においてはクレジットカード 決済による診療費の収納を行っ ているところであり、ご提案頂い た件については各国立大学法 人及び各国立高等専門学校に ご連絡下さい。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800012	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
z0800013	文部科学省	国立大学・高等専門学校等の受験料・授業料の支払（納付）代行業務	5095	50950007	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	7	国立大学・高等専門学校等の受験料・授業料の支払（納付）代行業務	各国立大学の「財務及び会計に関する事項についての基準」（会計規程）で「クレジットカード決済も行う」といった追加をしていただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	学生及び学生の両親等の支払（納付）方法の多様化による利便性と収納率の向上を図るため、クレジットカードの立替払いによる支払（納付）代行を行いたい。各国立大学等の「財務及び会計に関する事項についての基準」において、クレジットカードの立替払いを認めていただきたい。もし現行制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800014	文部科学省	スクール・カウンセラーの業務独占資格の廃止	教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)交付要綱及び取扱要領	スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合の経過措置として、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でスクールカウンセラーに準ずる者を活用することができる。	d		現在、公立中学校への配置を進める上で、スクールカウンセラーの有資格者数が少ないなど、地域の実情により準ずる者の配置が30%以上の割合とならざるを得ない場合がありますが、それらの場合には、スクールカウンセラーの有資格者の採用状況や地域的な偏在等を総合的に勘案し、運用上で認めているところです。		文部科学省としては、スクールカウンセラーの業務を臨床心理士に独占させる意図はなく、実際に、臨床心理士に準ずる者をスクールカウンセラーとして採用することを認めている、とのご回答でしたが、要望者からの再意見により、一部の地域では、文部科学省の基準を理由とした業務の独占が行われているようです。文部科学省として、スクールカウンセラーの業務を臨床心理士に独占させる趣旨ではない旨を、より明らかにするなど措置をとることはできないでしょうか。ご検討をお願いします。	d		「教員研修事業費等補助金」(スクールカウンセラー活用事業補助)取扱要領においては、スクールカウンセラーに準ずる者の活用については、スクールカウンセラーの十分な活用が出来ない場合、原則として、スクールカウンセラー等の総数の30%以内でこれらを活用するものと規定しており、地域(各自治体)の実情(スクールカウンセラーの配置状況や有資格者の採用状況等)に応じて弾力的に運用しております。 なお、平成15年度実績では、60自治体中11自治体において準ずる者の割合が30%を超えています。
z0800015	文部科学省	不登校生徒の公教育の補完として教育実践を認けてもらいたい。	各種学校規程第9条、第10条、第11条	各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない	c		インターネット等を利用した通信による教育が中心であっても、スクーリングや生徒との面接等を行うことも想定されます。また、添削等のための施設も必要であると考えられ、教育の質の確保の観点から、一定の施設を所有することは必要であると考えます。 なお、本年6月に各種学校規程第10条第4項の改正を行い、各種学校の施設については、特別の事情があり、教育上及び安全上支障がない場合には、他の学校等の施設を使用することができるようになりましたので、この規定が利用できるか検討されてはと思います。					

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800014	文部科学省	スクール・カウンセラーの業務独占資格の廃止	5098	50980001	11	H . C . G . 研究所	1	スクール・カウンセラーの業務独占資格の廃止	スクール・カウンセラー（SCと略す）の選考の基準の中、第4条の「ただし書き」の全文（3行）を削除する。	日本各地の教育委員会は、この削除により、学校のニーズ・学区の教育予算にあった、SCとSCに準ずる者を自由に採用することができる。これにより以下の効果が生まれる。 教育委員会の人事は臨床心理士に限定せず、広く人材を採用し、活用することができる。準ずる者に就職と活躍の機会と希望を与える 臨床心理学以外の心理学（教育、学習発達、等）を学ぶ多数の大学生に準ずる者になれる希望と就職の道を開く。退職教員、現場の教師の中に、準ずる者を希望する有能なカウンセラーが多い。	SCに対する学校の要望は、不登校・いじめ、学習不適、学級崩壊、反社会的行動、キャリア相談等がある。これには臨床心理士よりも、教育カウンセラー、学校心理士の方が適していることが実証されてきた。 臨床心理士は1対1の対応は訓練されているが、小集団、学級集団への対応は訓練されていない。文科省がSCを臨床心理士に事実上独占させているので、教育現場心理学者・心理系の学部、大学院の文科省に対する不満と差別感が大きい。SCがスタートして7年文科省は臨床心理士以外の資格者への配慮を示すべきである	*資料1(初等中等教育局長平成13年4月2日通達)
z0800015	文部科学省	不登校生徒の公教育の補完として教育実践を認めてもらいたい。	5101	51010001	11	財団法人光和英学院（新名称 財団法人 国際福祉教育財団）	1	不登校生徒の公教育の補完として教育実践を認めてもらいたい。	開設時、英語教育を主体の各種学校でスタートしたが、現在、小学校・中学校・高校の児童生徒で不登校生の学習補完の学習指導の授業を行っている。インターネットテレビ電話会議（授業）システムを用いている為、学生が自宅にいながら指導を受けるので、施設が不要なため学校教育法の施設に関する条項に緩和を求めたい	インターネットテレビ授業システムを用いて、全国の小学生から高校生の不登校の生徒を対象に、双方向でリアルタイムで学習指導を行い、学校の授業の補完教育を行い、復帰後の学力の遅れ等が無いように指導を行います。パソコンを所有していない場合は、廉価でのPCレンタル制度を準備し、保護者の負担がかからないようにしております。	開設時の英語教育以外をやってはいけない、又施設がないとやってはいけないという制度の枠をはずしてもらいたい。インターネットを利用することで、施設が要らない。また、通学区域の規制が無いことから、県域を越えた指導が可能で、各種学校という枠をはずしての教育を行うことの認可を受けたい。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
z0800016	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	憲法第89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされている。	c f		<p>特区において学校の設置主体として認められる株式会社に対する私学助成については、憲法第89条の問題があり困難であると考えます。</p> <p>憲法では、「公の支配」に属しない教育の事業に対し、公金を支出することを禁じています。こうした憲法の定めるルールにしたがって、国からの助成を行うため、私学助成を受ける学校法人の設置する学校に対しては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3つの法律により、「公の支配」に属するようにするための様々な規制が掛けられています。私学助成は、これら3法の規定により、はじめから憲法上も可能となっているのです。</p> <p>株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、これら3法により学校法人が受けている様々な規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、助成措置の対象とするために、「公の支配」に属せしめるよう規制を課すことになれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうこととなります。</p> <p>なお、株式会社などが学校法人を容易に設立できるように、必要な要件を緩和する特例制度が別途設けられています。仮に、国からの助成がなければ学校教育を行えないという事情があるのであれば、このような制度を活用し、他の学校法人と同等の条件下で国からの助成を受けることが適当であると考えられます。</p> <p>また、税制については、当省の所管としているところではありませんが、財政措置と同様に、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、株式会社が学校設置事業を行った場合(行おうとする場合)については、株式会社税制の中で株式会社が他の事業を行っている場合との整合性をとりつつ検討されるべき問題であると考えます。</p> <p>なお、「単なる税財源措置の優遇を求めるもの」は、要望の対象とはされていないところです。</p>			株式会社大学は、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の3法の規制が及ばず「公の支配」に属していないことから私学助成は憲法上不可能というご回答です。しかし、株式会社大学は、学校教育法が適用される大学であり、学校法人と同じ規制に服しています。また、株式会社大学が認定要件に反した場合、政府は特区認定の取消しという措置をとることができ、これは私立学校法に基づく解散命令に相当する強い措置といえます。このように、株式会社大学は、学校法人大学と殆ど同レベルの厳しい規制に服しているのだから、「公の支配」に属しないという文部科学省の見解には同意できません。株式会社が設置運営しようとする学校法人が設置運営しようとする行為規制に服している同じ大学なわけですから、イコールフットリングの観点から、株式会社大学に対して私学助成等を適用するべきと考えます。株式会社大学に通う学生の負担の観点からも、株式会社が設置運営することだけをもって私学助成等の対象としないことは適当ではないと考えます。再度ご検討をお願いします。	c f	株式会社を学校の設置主体とする特例措置は、学校法人が受けている様々な規制を受けずに学校を設置したいという要望を受けて設けられたものであり、学校法人と同じ規制に服しているものではありません。また、助成措置の対象とするために、学校法人と同様の規制を株式会社に対して及ぼすとすれば、特例制度を設けた趣旨に反してしまうこととなります。
z0800017	文部科学省	専修学校経営への株式会社の参入促進にかかる提案	1について 学校教育法第82条の5 専修学校設置基準第22条、第23条、第25条 2について 私立学校法第8条第1条、第64条第1項	<p>1について 私立専修学校の設置者は専修学校を設置するために必要な経済的基礎を有すること 設置者が専修学校を専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること 設置者が社会的信望を有すること とされている。</p> <p>また、専修学校の校地や校舎は原則として自己所有であることとされている。</p> <p>2について 私立専修学校の設置認可に当たっては、予め私立学校審議会の意見を聴かなければならないとされている。</p>	1.e 2.c	<p>1 現行法令上、株式会社も専修学校の設置主体となりうるどころであり、校地・校舎については自己所有が原則ですが、特別の事情があり、かつ教育上の支障のないことが確定である場合には、自己所有を要しないことも可能です。また、実際にも、株式会社立の専修学校は存在し、校地等が借用である専修学校もあります。</p> <p>したがって、専修学校の設置に対する具体的なご要望につきましては、所轄庁である都道府県とよく相談いただければと思います。</p> <p>2 私立学校審議会は、私立学校の設置廃止の認可や閉鎖命令、学校法人の設立認可や解散命令など都道府県知事の権限行使に当たり、第三者等の意見を十分反映することにより、私立学校に対する都道府県知事の関与の適正を期するという趣旨から設けられているものです。</p> <p>このように、私立学校審議会は、私立学校の自主性の尊重という観点から重要な意義を有するものであり、私立専修学校の設置認可に当たり諮問を不要とすることは困難と考えます。</p>	<p>1 について たしかに、ごく限られた数の株式会社立の専修学校はありますが、最も新規参入が期待される都心部、具体的には東京都、神奈川県は、株式会社による専修学校の開設、賃貸による土地の確保は一切認めていません。また、全国的にも、都道府県による設置主体の制限と土地の自己所有原則の徹底は、新規参入を阻むものとして問題となっています。したがって、不必要な規制を行っている都道府県に対して、文部科学省から参入規制を緩和するように指導を行うことをご検討頂きたいと考えます。</p> <p>2 について 都道府県知事による私立学校行政の適正を期し、また私立学校の自主性を尊重するためにも、私立学校関係者など第三者の意見を反映させることは重要です。しかし、行政の適正、私学の自主性のためであれば、新規参入業者と競合関係にならない学識経験者や他県の私立学校関係者の意見を反映させることでも、その目的は達成できるはずです。新規参入業者と競合関係になる学校経営者が、設置認可の審査をできる制度のありようの問題を感じています。文部科学省として、措置を講ずることを要望します。</p>	1.e 2.c	<p>(1について) 専修学校は株式会社を含む多様な設置主体を認めていること、及び校地については、特別な事由があるときは長期間の賃借権又は地上権が設定されていれば足りることについて、様々な機会を通じて各都道府県に対し周知することといたします。</p> <p>(2について) ご指摘のとおり、私立学校審議会は、都道府県知事による私立学校行政の適正を期し、また私立学校の自主性の尊重を基本とする私学制度において不可欠なものです。一方で、昨年の私立学校法の改正により、私立学校審議会の委員の資格、構成割合、推薦手続等の詳細な規定を見直し、これらについて各都道府県の判断に委ねることとして、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるように措置を講じているところです。</p>			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800016	総務省、財務省、文部科学省	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	5113	51130004	11	(株)LEC東京リーガルマインド	4	株式会社と学校法人の競争条件の同一化の実現	株式会社大学にも学校法人と同様の私学助成と優遇税制を適用するべく、構造改革特別区域法第12条を改正すること	株式会社大学と学校法人大学の競争条件同一化による学校教育の活性化	現在株式会社大学は、「株式会社」であるがゆえの義務の上に「大学」であるがゆえの過大な義務が課せられ、かつ、「大学」であるがゆえに「株式会社」としての権利・自由を制限され、かといって「大学」であるが故の権利と自由を殆ど享受できず、教育理念の実現を大きく阻害されているのが現状です。最終的には学校法人大学がその質的向上を目指すためには、株式会社と同様、自由競争原理の下に置かれなければならない。しかし、その実現にはかなりの時間がかかることが予想されます。とするならば、現段階で、可及的に学校法人大学と株式会社立大学とを同じ土俵で競争させるよう、暫定的な措置を講じる必要があると考えます。	添付資料あり(特区法12条改正提言書、特区法12条改正案、税制比較表)
z0800017	文部科学省	専修学校経営への株式会社の参入促進にかかる提案	5113	51130005	11	(株)LEC東京リーガルマインド	5	専修学校経営への株式会社の参入促進にかかる提案	株式会社で専修学校経営に参入できるよう、以下の2点につき提案いたします。 1. 専修学校は、株式会社も設置主体となりうること、及び 設置にあたり校地・校舎の自己所有は必ずしも要しないこと、の2点を法律に明記すること。 2. 専修学校の認可にかかる私立学校審議会への諮問手続きを不要化すること。	左記のような措置をとった場合、認可権者である都道府県の規制や私立学校審議会の同業者による民間規制を受けることなく、専修学校経営への株式会社の参入が容易になります。その結果、多くの専修学校によって競争が行われ、また様々な経営主体によって多様な教育が提供されることにより、教育サービスの質が全体として向上していくことが期待されます。	現在、株式会社が専修学校を開設することは非常に困難となっています。それは、株式会社が専修学校を設置する主体となりうるという文部科学省の見解を無視し、都道府県が、学校経営の安定性・継続性を問題として株式会社による専修学校開設を認めないこと、そして競合相手である私立学校関係者を構成員とした私立学校審議会の諮問手続きを経なければ開設できないこと、の2点に理由があります。今回の提案は、それらの規制を緩和あるいは廃止するなどして、株式会社の専修学校経営を容易にし、学生に多様な教育サービスを提供できるようにするものです。	添付資料あり(『専修学校への株式会社の参入促進にかかる提案書』)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800018	総務省、文部 科学省、経済 産業省、農林 水産省	国委託事務の精算を廃止(渡し きり交付金制度の導入)	統計法 地方自治法 地方財政法等	統計法、地方自治法及び地方 財政法の規定により、国がもっ ぱらその用に供することを目的 として行う統計及び調査に要す る経費は、国が措置すべきもの とされており、具体的には学校 基本調査委託費取扱要綱(大臣 決定)に基づき、適正な配分基 準に基づき都道府県に交付され ているところ。剰余金が生じた場 合は、返還されている。	c		教育統計調査委託費は、もっ ぱら国の利害に係る事務に 要する経費として当然に国が負 担すべきものであることを踏ま え、国において委託費として交 付しているものであり、交付金化 になじむものではありません。 また、国が委託費として交付し たものを他の用途に充てること も、委託費本来の目的を没却す ることとなるため適当ではないも のと考えます。 なお、学校基本調査の委託事 務を遂行するための経費に充て られる限り、現行においても弾 力的な執行が可能となっていま す。		要望より以下の通り意見が提出 されており再検討願いたい。 当提案は、委託金が交付金かの種 別上の問題を言っているのではな く、実額精算方式の廃止を求めるも のである。地方公共団体は、政府が 推進する三位一体改革に対応し、 創意工夫による自立的行財政運営 への努力を重ねている。しかし精算 方式の国委託事務事業は、こうした 努力へのインセンティブを持たず、 結果として膨大な国費が非効率的 に費消されていると言わざるを得な い。 回答は「弾力的執行が可能」と言 うが、あくまでその委託事務の範囲 であり、狭い使途範囲での「使い切 り」となっている現状は否定できない 事実である。また回答は、「国が委 託費として交付したものを他の使途 に充てることは適当でない」としてい るが、節約により生じた剰余を一般 財源化することが不適当とする根拠 がどこにあるのか伺いたい。事実そ のように国の委託事業全般が実額 精算されているとすれば、民間事業 者等は、国から事業受託することは 極めて困難となる。 国税の多くは、補助負担金、交付 金等を通じて地方公共団体におい て執行される。国民の負担する血税 を最も有効に活用するため、地方の 自助努力、創意工夫を生かす制度 への改革をあらためて強く求める		c	教育統計調査委託費は、地方財政法 第10条の4の規定により国が負担す ることとされており、教育統計調査委託費 取扱要綱(文部科学大臣決定、以下「委 託費取扱要綱」という。)に規定する配 分基準に基づいて、算定交付しているも のです。 この経費は目的外に支出することは 許されないものであり、交付額に不要分 が生じた場合は、委託費取扱要綱によ り返還することとなるものです。このよ うな教育統計調査委託費の性格をまずは 御理解いただきたいと思えます。 また、貴市御指摘のとおり、税金を有 効に活用することは当然のことであり異 論はありませんが、教育統計調査の実 施に関する事務を法定受託した各地方 公共団体の創意工夫により節約された 剰余の額は、そもそも国の財源として国 の事業に有効に活用されるべきもので あり、教育統計調査委託費について は、これまでそのように取り扱われてき たものと理解しています。 教育統計調査の結果は地方交付税法 における基準財政需要額の算定、義務 教育国庫負担金の算定等、国の諸施策 の重要な基礎資料として各種行政施策 の実施に必要な不可欠なものであり、今 後も指定統計調査の実施には万全を期 していただくとともに、教育統計調査委 託費が適切に執行されるようお願いい たします。
z0800019	文部科学省	知的財産権保護の強化:著作権 保護期間の延長	著作権法第51 条、第54条、第 101条	「私権」である著作権の存続期 間については、著作物は死後50 年(映画は公表後70年)、実演 等に関しては死後50年となっ ている。	e		著作権は、そもそも規制では なく、WTO協定等の国際条約に 基づき、著作者に付与されてい る「私権」であり、また、本項目 は、「日米規制改革・競争政策イ ニシアティブ」において日米政府 間で交渉中の事項でもあること から、「規制改革・民間開放推進 本部」において検討することには なじまないものと考えます。	著作権の保護期間につい ては、創作を保護すること により、さらなる創作へのイ ンセンティブを付与すること と、一定期間経過後は公共 物とすることにより、広く文 化の発展に資することのバ ランスを考慮しながら、 WTO協定などの国際条約 に基づき定めている。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800018	総務省、文部 科学省、経済 産業省、農林 水産省	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交 付金制度の導入)	5118	51180003	11	埼玉県草加市	3	国委託事務の精算を廃止(渡しきり交付金制 度の導入)	国による市町村への委託事務に係る委託金 (交付金)について、市町村の経費節減努 力に報い、かつ国費の有効活用をはかるた め、これを精算なしの「渡しきり交付金」 へと改めることを提案する。	国指定統計調査事務、国政選挙事務等、国 の委託事務については、国が標準的な仕 様、単価等をもとに算出した委託金を、受 託市町村等に渡しきるものとする。市町村 等は、この仕様の範囲内で受託事務を遂行 し、残余が生じたときは、当該年度または 翌年度に繰り越して、別途の費目に充当す ることができるものとする。 これにより、 受託市町村の経費節減努力を促し、当 該事業の効率的な執行が期待できる。 「使い切り主義」による冗費の発生を 抑止でき、残余金を市町村が有効活用す ることを通じて結果として国費の有効活用と なる。 市町村の創意工夫を通じて、国は委託 事務の仕様等を改善することができる。 国、都道府県、市町村それぞれに生じる 精算事務をなくせる。	国による市町村への委託事務は、国政選挙 や各種の統計調査事務等、多数にのぼる。 その経費を国が交付しているが、事務終了 後に精算する方式をとっているものが多 い。特殊な場合を除き、不足した場合に交 付金が増額されることはないが、使い残し が生じたときは全額を返還しなければなら ない。このため節減意欲が働きにくく、委 託事業の限定された使途の範囲で、全額を 使い切ることが慣行化している。 この点について、委託事務の効率的執行を 促し、かつ国費の有効な活用をはかる観点 から、「渡しきり交付金制度」への転換を 提案する。 「渡しきり交付金」については、中央省庁 等改革の推進に関する方針(平成11年4 月27日、中央省庁等改革推進本部決定) の中で、独立行政法人の事業運営のための 交付金制度として導入がはかられたところ であり、使途の内訳を細かく特定せず、か つ予定以外の使途に充てることや、翌年度 繰越を認めたものとなっている。 この方式を市町村への委託事務にも適用す ることにより、節減努力を促し、結果とし て国費の有効活用がはかれる。またこの ことは、市町村、都道府県、国それぞれに 生じる精算等事務の合理化にもつながる。 間近に迫った国勢調査には巨額の国費が投 入される。国政選挙に投じられる国費も大 きなものがある。これらを有効に活用し、 かつ地方のコスト意識や創意工夫力を高め るためにも、「渡しきり交付金方式」への 転換を実現したい。	
z0800019	文部科学省	知的財産権保護の強化:著作権保護期 間の延長	5122	51220022	11	米国	22	知的財産権保護の強化:著作権保護期間の 延長	一般的な著作物については著作者の死後70 年、また生存期間に関係のない保護期間に 関しては著作物発表後95年という、現在の 世界的傾向と整合性を保つよう、音声録音 および著作権法で保護されるその他の著作 物の保護期間を延長する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並 びに知的財産の経済的重要性を認識してお り、知的財産推進計画を通じて知的財産の 創造、活用、保護において指導的立場に立 とうと努力している。これらの目標および 知的財産推進計画に沿って、米国は日本が 以下の措置を取ることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800020	文部科学省	知的財産権保護の強化: 法廷損害賠償	著作権法第114条、114条の5	民事上の手続において、権利者の立証責任緩和のための規定は、既に措置されている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	著作権は無体財産権であり、侵害に対する損害額の立証が容易でないことに鑑み、我が国では、著作権侵害訴訟における権利者の立証責任の緩和のため、各種の著作権法上の規定を設けてきた。昨年も、侵害額の新たな算定方法を導入する著作権法の改正を行った。				
z0800021	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護						米側に内容を確認したところ、以下についての要望であり、法務省が担当することとなった。  「ファイル交換ソフトの提供者やISPなど、著作権の間接侵害における民事上の責任 (Secondary liability) の扱いについて」				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800020	文部科学省	知的財産権保護の強化:法廷損害賠償	5122	51220023	11	米国	23	知的財産権保護の強化:法廷損害賠償	侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利者が公平に補償されることを確保し、また、実際の損害・利益を算出・立証するという困難かつ費用のかかる負担を解消することで司法の効率を向上させる法定損害賠償制度を採用し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
z0800021	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	31	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 オンライン上の海賊行為・オンライン環境上での著作権の一層の効果的行使を図る。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800022	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	著作権法第30条	個人的又は限られた範囲内において著作物を使用することを目的とする場合は、著作権者の許諾無く複製することを認めている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。				
z0800023	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	著作権法第21条	著作権法における一時的蓄積の取扱いについては、これまで十分周知を行ってきた。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800022	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	41	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 私的利用に関する例外・私的利用の例外範囲を明確にし、ピア・ツー・ピアのファイル共有といった家庭内利用の範囲を超える行為を示唆する行為が、権利者の許諾なしには認められないことを明らかにする。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
z0800023	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	51	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 一時的複製・確実性と明確な指針を与えるため、「一時的蓄積」は複製権を含意するとの日本政府の重要な認識の適用状況について利害関係者に引き続き助言を与える。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800024	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	著作権法第120条の2	技術的保護手段の回避を目的とする装置等の、公衆への販売・貸与等は、「私権」である著作権の侵害を抑制するため、刑事罰の対象としている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、WCT・WPPTの規定に従い、著作者、利用者の両者の利益の調和を図りつつ、適正に制度設計を行っている。				
z0800025	文部科学省	知的財産権保護の強化: デジタル・コンテンツの保護	著作権法第30条	我が国では、私的複製は権利制限として取り扱われている。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800024	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	61	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 技術的保護措置(TPM)・デジタル上の著作権侵害の急増を阻止するため、TPMの保護範囲を拡大する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
z0800025	文部科学省	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	5122	51220024	71	米国	24	知的財産権保護の強化:デジタル・コンテンツの保護	以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を防ぐため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく。 エンドユーザーの著作権侵害・エンドユーザーによるあらゆる形の著作権侵害を阻止するため、侵害の定義範囲を拡大する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z0800026	文部科学省	知的財産権保護の強化: 偽作版	著作権法第30条 第1項、第35条	大学における本の複製については、私的使用の目的に限られる場合には、許される。また、学校の教育者や授業を受ける者は、授業の過程で使用する場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。 以上の形態以外では、大学における本の複製は認められない。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。				
z0800027	文部科学省	知的財産権保護の強化: 著作権法における改正教育例外条項の適切な解釈	著作権法第35条 第1項	我が国では、教育機関における複製については、厳密な要件を課した上で権利制限として認めており、著作者の「私権」を不当に害するものではない。	e		著作権は、そもそも規制ではなく、WTO協定等の国際条約に基づき、著作者に付与されている「私権」であり、また、本項目は、「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において日米政府間で交渉中の事項でもあることから、「規制改革・民間開放推進本部」において検討することにはなじまないものと考えます。	我が国では、ベルヌ条約やWTO協定の規定に従い、「その複製が著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」として、著作物の私的複製を権利制限が認められる場合として取り扱っている。				

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0800026	文部科学省	知的財産権保護の強化:偽作版	5122	51220025	11	米国	25	知的財産権保護の強化:偽作版	偽作版 特に大学構内において違法に書物が複製されることを防止するため、日本の著作権法の効果的執行に向け措置を講ずる。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	
z0800027	文部科学省	知的財産権保護の強化:著作権法における改正教育例外条項の適切な解釈	5122	51220026	11	米国	26	知的財産権保護の強化:著作権法における改正教育例外条項の適切な解釈	日本の著作権法第35条の教育例外条項が、著作物の通常利用の解釈と矛盾せず、権利者の合法的利益を不当に侵さないことを確保する。		日本は日本経済を活性化するため、IT並びに知的財産の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産の創造、活用、保護において指導的立場に立ちとうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が以下の措置を取ることを提言する。	